

## 児童遊園地における除草剤取扱要領

(趣旨)

第 1条 この要領は、児童遊園地補助金交付及び管理運営要綱（以下「要綱」という。）第33条に基づき、児童遊園地（以下「遊園地」という。）における除草剤の取扱いに関して必要な事項を定める。

(遊園地の除草)

第 2条 管理責任者及び管理団体が行う遊園地の除草においては、要綱第 3条に規定する目的を達成するため、除草剤は使用してはならない。ただし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない除草剤の使用の場合は、管理責任者及び管理団体は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 除草剤の使用以外に除草を行う方法がないか十分に検討すること。
- (2) 遊園地は、児童が使用する遊び場のため、除草剤使用の必要性や周辺への影響について十分に検討すること。
- (3) 除草剤の使用に当たっては、市の定める「市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」及び関係法令を遵守すること。
- (4) 除草剤は、農林水産省に農薬として登録されたものを使用すること。
- (5) 除草剤の使用方法及び使用上の注意事項を守ること。
- (6) 除草剤を使用する区域及び使用量を必要最小限にとどめること。
- (7) 除草剤を混合して使用しないこと。
- (8) 除草剤の使用前に、遊園地内の雑草発生状況の調査を行い、雑草の種類について確認し把握すること。
- (9) 除草剤の使用について土地所有者の承諾を得ること。
- (10) 事前に除草剤の使用について市に申請すること。
- (11) 事前に周辺住民及び遊園地利用者に対して除草剤を使用することを周知すること。また、除草剤使用について理解を得られるよう努めること。
- (12) 安全対策として、除草剤の使用後に、使用した除草剤に応じた期間は人が遊園地内に立ち入らないようにすること。
- (13) 除草剤使用後に、使用状況について市に報告すること。

(14) 除草剤の使用により、遊園地及び隣地の土壌汚染並びに植物への悪影響、近隣住民及び遊園地利用者の健康被害等の損害が発生した場合には管理責任者及び管理団体が対応しなければならない。この場合において、除草剤の使用によって生じた損害については、市はその責任を負わない。

(除草剤使用及び休園の申請)

第 3条 管理責任者は、除草剤を使用する場合は、事前に雑草の発生状況を確認し、土地所有者の承諾を受けたうえで児童遊園地休園届（要綱第25号様式）及び除草剤使用についての確認書（第 1号様式）を市長に提出する。

2 前項に定める休園届に記載する休園理由は、やむを得ず除草剤を使用しなければならない理由を記載する。

(休園の決定)

第 4条 市長は、提出された書類を審査し、遊園地の休園を決定したときには、児童遊園地休園決定通知書（要綱第26号様式）により管理責任者に通知する。

2 管理責任者は、休園決定後すみやかに休園期間、除草剤を使用する日、問い合わせ先等を遊園地において張り紙等により利用者に対し明示する。

(除草剤使用後の報告)

第 5条 管理責任者は、休園期間終了後速やかに報告書（第 2号様式）により除草剤の使用状況を市長に報告する。

附則

この要領は、令和 8年 4月 1日から施行する。